

議第68号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項中「2,900」を「2,980」に、「3,500」を「3,600」に、「8,400」を「8,640」に、「2,400」を「2,460」に、「6,900」を「7,090」に、「1,200」を「1,230」に、「1,300」を「1,330」に、「3,300」を「3,390」に、「600」を「610」に改め、同表第2 体育室の項中「1,200」を「1,230」に、「1,300」を「1,330」に、「3,300」を「3,390」に、「600」を「610」に改め、同表トレーニング室（1 人につき）の項中「800」を「820」に改め、同表会議室の項中「2,100」を「2,160」に、「2,400」を「2,460」に、「5,900」を「6,060」に改め、同表視聴覚室の項中「800」を「820」に、「1,000」を「1,020」に、「2,300」を「2,360」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。